

日出町移住応援給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域を担う人材となる移住者の増加による地域活力の向上を図るため、県外から本町に移住しようとする者（以下「移住予定者」という。）が引越をし、又は移住後の生活環境を整備するために必要な物品を購入するために必要な経費について、予算の範囲内において、日出町移住応援給付金（以下「給付金」という。）を交付することに関し、日出町補助金等交付規則（平成20年日出町規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 県外から本町へ転入（職務上の転勤や出向、大学進学等による一時的な転入その他これらに類する転入を除く。）を届け出ることをいう。
- (2) 定住 将来にわたって5年以上本町の住民基本台帳に記録され、生活の拠点を置くことをいう。
- (3) 世帯 住居及び生計を共にする者の集まり又は独立して住居を維持し、若しくは生計を営む単身者をいう。
- (4) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定される学校をいう。
- (5) 子育て世帯 同一の世帯を構成する世帯員のうち、18歳未満の世帯員（申請日が属する年度の4月1日時点において18歳未満の者をいう。）を帯同して移住する世帯をいう。
- (6) その他世帯 子育て世帯に該当しない世帯をいう。

(交付対象者)

第3条 給付金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するもの

とする。

- (1) 住民票を本町に移す直前に、連続して1年以上、大分県外に在住していたこと。
- (2) 県内に住所を有していない移住予定者又は移住から1年（県、市町村等が実施する定住を前提とする教育機関への就学又は長期間研修、日出町地域おこし協力隊の活動（他市町村のこれに類する活動を含む。）等の期間を除く。）を経過していない者（移住した住所地に現に居住する者に限る。）
- (3) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が給付金及び給付金以外の移住に係る補助等を受けていないこと。
- (4) 県外大学等を卒業した後、1年以内に県内事業所に勤務する者でないこと。
- (5) 日本人である、又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有している者であること。
- (6) 定住を誓約できる移住者等であること。
- (7) 移住する前に、対面、電話、インターネット等による方法で、町の当該職員に対して移住相談を1回以上行っていること。

（交付対象及び交付額）

第4条 交付対象及び交付額は、次の各号の世帯の区分に応じて、当該各号に定める金額とする。

- (1) 子育て世帯 1世帯につき30万円
- (2) その他世帯 1世帯につき10万円

（交付申請及び実績報告）

第5条 規則第4条第1項の申請は、日出町移住応援給付金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）によるものとし、移住完了後に行うものとする。

2 規則第4条第1項の町長が定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 移住後同一の世帯を構成する世帯員全員分の住民票の写し

- (2) 移住後同一の世帯を構成する世帯員全員分の戸籍の附票の写し
- (3) 移住予定者等の定住誓約書（様式第2号）

3 調査同意書（様式第3号）を提出し、公簿で確認できる場合は、前項第1号の書類の提出を省略することができる。

（交付の条件）

第6条 規則第5条の2の規定による交付の条件は、給付金の申請日から5年を経過する前に町外に転出してはならないこととする。

（交付決定兼額の確定）

第7条 規則第6条の規定による決定の通知及び規則第11条第2項の規定による額の確定の通知は、日出町移住応援給付金交付決定兼額の確定通知書（様式第4号）によるものとする。

（交付決定の取消し及び補助金等の返還）

第8条 規則第13条及び14条の規定により、給付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額の給付金の交付の決定を取り消し、既に交付した給付金にあっては、期限を定めてその返還を求めるものとする。ただし、就業先の法人の破産、災害、病気その他町長がやむを得ない事情があるものと認めた場合は、この限りでない。

(1) 虚偽の申請等をした場合 交付決定額の全額

(2) 申請日から3年未満で本町から転出した場合 交付決定額の全額

(3) 申請日から3年以上5年以内に本町から転出した場合 交付決定額の半額

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、給付金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和４年４月１日から施行する。

(日出町移住者居住支援事業補助金交付要綱の廃止)

2 日出町移住者居住支援事業補助金交付要綱（平成２７年日出町告示第３２号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和７年４月１日から施行する。